

許可の必要な行為について

砂防指定区域とは・・・(砂防法第2条)

1. 目的

土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し、又は、当該区域で行われる一定の行為の禁止若しくは制限を行うために定められた区域です。

2. 禁止、制限行為(兵庫県条例第30号平成15年4月1日)

(禁止行為)

何人も、砂防設備を損壊する行為をしてはならない。(第3条)

(制限行為)

砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(第4条)

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、又は除去すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は樹根を採取すること。
- (3) 木竹を滑下し、又は地引により搬出すること。
- (4) 土地を開墾し、又は掘削し、盛土し、切土しその他土地の形質を変更すること。
- (5) 鉱物を採取し、又は土石を(砂を含む。以下同じ。)採取すること。
- (6) 鉱物又は土石を集積し、又は投棄すること。
- (7) 芝草を掘り取ること。
- (8) 家畜を放牧すること。
- (9) 火入れすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防のため支障があると認められる行為で規則で定めるもの。

砂防指定地内制限行為許可に係る適用除外項目

○砂防指定地管理規則 第2条(条例第4条第2項第1号の「規則で定める行為」)

条例第4条第2項第1号に規定する「規則で定める行為」は、次に掲げるものとする。

- (1) 砂防設備又は堰堤工、護岸工、管理幅を兼ねる道路等の砂防設備に準ずる施設から3メートル以上離れている土地で行う行為で次に掲げるもの

ア 条例第4条第1項の許可を受けて開墾し、掘削し、盛土し、切土し、その形質を変更した土地における建築物その他の工作物(知事が定める規模を超えるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又は除却

(平成15年3月28日付け砂第1217号県土整備部長通知)

- 1 規則第2条第1号アに掲げる「知事が定める規模を超えるもの」とは、①集合住宅等の大規模なもの、②宅地において行う切土又は盛土のうち、宅地造成等規制法施行令第3条で定めるもの。ただし、周辺の土地の状況等で治水上砂防の観点から支障が認められる場合は、この限りでない。

イ 建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築または除却で簡易なもの

ウ 地表から1メートル未満の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

エ 地質調査のためのボーリング

オ 電柱(鉄塔を除く。)の設置

(平成15年3月28日付け砂第1217号県土整備部長通知)

- 2 規則第2条第1号において、同号アからオまでに定めるものの外、線類又は管類の敷設で国又は地方公共団体から道路、河川等の公共土木施設に係る占使用許可を受けている行為についても、当分の間、適用除外として取り扱うこととする。ただし、周辺の土地の状況等で治水上砂防の観点から支障が認められる場合は、この限りでない。

- (2) 木竹の伐採で次に掲げるもの

ア 除伐、間伐、整枝等木材の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 電線の設置又は維持のために必要な木竹の伐採

ウ 測量又は実地調査のために必要な木竹の伐採

- (3) 既存の田畑における農耕又は果樹の手入れのために必要な土地の形質の変更